

会 議 録

1 会議の名称	平成30年度 第2回石岡市空家等対策協議会
2 開催日時	平成30年12月18日(火) 午後1時30分から 午後2時30分まで
3 開催場所	石岡市役所 本館1階 大会議室
4 出席した者の氏名	(委員) 三輪清司副会長, 市ノ澤委員, 三輪善夫委員, 澤島委員, 大槻委員, 山口委員, 小松崎委員(代理) (事務局) 生活環境部: 齋藤部長 生活環境課: 荻沼課長, 岡野係長, 富田主任 (オブザーバー) 建築住宅指導課: 高野課長補佐, 酒井係長
5 議題	(1) 副会長の選出について (2) 特定空家等の認定について (3) 空家等対策進捗状況 (4) その他
6 協議の内容	議事録のとおり
7 担当課の名称	生活環境部 生活環境課

1. 開 会

2. 会長あいさつ（代理）

3. 委嘱状交付

4. 委員自己紹介

5. 事務局紹介

6. 議 事

1) 副会長の選出について

三輪清司委員（一般社団法人 茨城県建築士会）を選出

2) 特定空家等の認定について

事務局：

資料1に基づき説明

三輪清司副会長：

ただいま事務局より特定空家等の認定について説明があったが、意見・質問等はあるか。

委員：

今回認定の候補となっている土地・建物の所有者はわかっているのか。

事務局：

所有者調査により判明している。

委員：

所有者名義の物件なのか。

事務局：

相続未済で相続人が管理している物件もある。

委員：

特定空家等に認定された場合、その後の手続はどうなるのか。

事務局：

所有者が判明している場合と判明していない場合で手続は異なる。仮に所有者が判明している場合には「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「石岡市空家等対策計画」にある通り、助言又は指導、勧告、命令、戒告、行政代執行の流れで進むことになる。ただし、それぞれに関して相当の猶予期限が設けられることになるが、個別の案件により期限は異なるものとなる。

三輪清司副会長：

今回の物件を特定空家等へ認定することについて、異議はあるか。

委員：

異議なし。

3) 空家等対策進捗状況

事務局：

資料2，資料3に基づき説明

4) その他

事務局：

報告事項であるが，来年4月以降を目途に茨城県司法書士会と石岡市で「空家等対策の連携に関する協定」を結ぶ調整をしている。この協定は，石岡市内の空家等が管理不全な状態とならないよう努めるとともに、管理不全な状態となってしまった空家等の改善をすることで、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

7. 閉 会